

平成 27 年 6 月 24 日

各 位

会 社 名 ケ ネ デ ィ ク ス 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 宮 島 大 祐
(コード番号:4321 東証一部)
問 い 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 部 長 田 島 正 彦
電 話 番 号 (03) 5623-8400

株式給付信託(J-ESOP)導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、一定以上の職責を担う従業員に対し、経営参画意識を高めることを目的に自社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」(以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)を導入することにつき、決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 導入の背景

当社では、従業員が企業価値の増大を通じて株主の皆様と価値を共有するとともに、中長期報酬として優秀な人材の確保にも寄与することが期待できるインセンティブ・プランの一環として米国で普及している従業員向け報酬制度の ESOP (Employee Stock Ownership Plan) について検討して参りましたが、今般、平成 27 年度を初年度とする新中期経営計画「Partners In Growth 2017」の策定を期に、従業員に当社の株式を給付しその価値を処遇に反映する報酬制度である「本制度」を導入することといたしました。

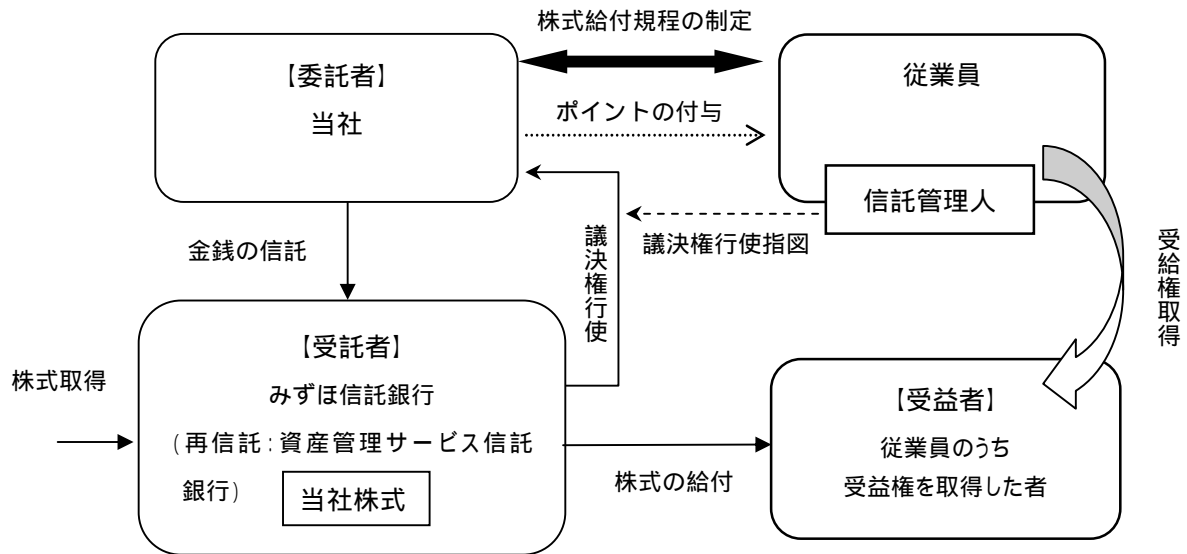
2. 本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し会社業績および個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の経営参画意識を高めるとともに、企業価値の増大を通じ、株主の皆様と価値を共有できるものと考えております。

<本制度の仕組み>



当社は、本制度の導入に際し、「株式給付規程」を制定します。

当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、本信託に金銭を信託します。

本信託は、で信託された金銭を原資として、当社株式を取得します。

当社は、「株式給付規程」に基づき従業員にポイントを付与します。

本信託は、信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。

本信託は、従業員のうち受益権を取得した者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

3. 本信託について

(1) 名称:株式給付信託(J-ESOP)

(2) 委託者:当社

(3) 受託者:みずほ信託銀行株式会社

みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。

(4) 受益者:従業員株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者

(5) 信託の種類:金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

(6) 信託契約日:平成27年7月2日

(7) 信託設定日:平成27年7月2日

(8) 信託の期間:平成27年7月2日から信託が終了するまで(特定の終了期日は定めず、制度が継続する限り信託は継続します。)

4. 本信託における当社株式の取得内容

- (1)取得する株式の種類:当社普通株式
- (2)株式の取得資金として信託する金額:159,000,000 円
- (3)株式の取得方法:取引市場より取得
- (4)株式の取得期間:平成 27 年7月2日～平成 27 年7月8日(予定)

以 上